

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東部スラッジセンター焼却灰セメント資源化業務		
発 注 課	処理施設課		
選 定 事 業 者	太平洋セメント（株）北海道支店		18339P
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（焼成-燃え殻）の本市又は北海道の許可を受けていること。 （３）東部スラッジセンターから発生する焼却灰の全量を、年間を通して継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。 上記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。			
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号		